

パブリックコメント提出意見の要旨と意見に対する推進協議会の考え方

分類		意見の要旨	意見に対する推進協議会の考え方
1. 見どころの指定に関するもの	1	京丹後市の文化財保護条例で指定されている2つの滝(霧降の滝、無明の滝)をジオの見どころとしてあげて欲しい。これらはアクセス、トイレ等の面で整備していないものの、市民に広く知ってほしい場所である。	2つの滝はともに市の文化財指定を近年受けており、見どころ(ジオ)の要件は満たしています。近年の文化財指定の良い事例でもあり、他県でも参考になるものです。今後、学術部会で協議を進めたいと考えます。
	2	計画改訂案のジオパーク保全推進区域図について、ジオの恵みである温泉名を全て記載すると良いと思う。また、浦島伝説にちなむ鳴児神社の表示がないので入れて欲しい。	温泉については、概ね江戸時代以前から湧出している天然温泉を記載しています。近年掘られた温泉については、今後、検討が必要と考えます。 浦島伝説にちなむ鳴児神社については、調査の上、見どころ(文化)に指定するよう進めます。
	3	計画改訂案の中で、表 3-2 自然環境保全地域 の「権現山京都府歴史的自然環境保全地域 15ha 内山ブナ林」と 都府(歴史的)自然環境保全地域の内容が一致していないように思われる。確認をお願いしたい。	「権現山京都府歴史的自然環境保全地域」と「内山ブナ林」は不一致でした。削除し修正します。
	4	文化財は毎年何件か指定されているが、その度に見どころは自動的に追加されるか。この計画は隨時見直すとするか。	自動的には追加されません。文化財指定を受けた後の学術部会で決定します。 この計画は5年毎に見直すこととしていますが、ユネスコの指針などが変われば、その都度見直すこととしています。
	5	みどころ約400カ所のうち、法律で守られていないものはどれだけあるか。新しく見つかった見どころはどうやって守るのか。	みどころ約400箇所のうち、ジオに関するものが約200カ所あります。これらは全て4つの法令(自然公園法・自然環境保全法・文化財保護法・景観法)のいずれかで守られています。新しくジオに関する見どころが見つかった場合も同様に、4つの法令の中で対応することになります。

	6	<p>新温泉町で見つかったミツガシワは3年かかっても保護（文化財指定）されていない状況である。個人でやっていてもだめで、支援てくれるシステムが必要である。また、手続きを明瞭にしてほしい。なぜなら、特に希少植物は、場所を公開すると心ない人に見つかれば獲られてしまうから。</p>	<p>ユネスコから現在問われているのは、地形地質に関する見どころの法的保護についてです。しかし、文化的な見どころや動植物などに関する見どころも貴重なものであることから、今後、これらの見どころについても、文化財指定の手続き等について支援体制の構築を進めていきます。なお、新温泉町のミツガシワは平成29年10月30日付で町の天然記念物に指定されました。今後、町の広報誌等で周知が図られる予定です。</p>
2. 情報共有に関するもの	1	<p>PDCAの中での CHECK（点検・評価）について関係機関・有識者によるモニタリングを行うことになっているが、地元のガイドと一緒にモニタリングを行うことも大事かと思う。また、連携という観点から、他のサイトのガイドも一緒にモニタリングするのも大事かと思う。</p>	<p>モニタリング調査を地元ガイドと他のサイトのガイドが共同実施することは、普段得られない情報を得られたり、情報共有が進んだりするなど、大変有益なことであると考えています。このことから、地元ガイドの他にも可能な限り他のサイトのガイドにも同行していただくようにします。</p>
	2	<p>計画改訂案17ページに住民の参画、協働のイメージが記述されているが、一般の人は、見どころで何かあってもどこに相談すればよいかが分からぬ。「ジオSOS」のような窓口があると良い。 地域毎とすると、スタッフがいないということもあるが、サポートセンターのような連絡先があり、そこから折り返し連絡が貰えるような仕組みがあればいい。</p>	<p>計画本文に見どころ毎の連絡先を入れることはスペース上難しく、附属資料の保護保全状況調査表や個票の中に関係連絡先欄を設け、その地域の管理者・関係者の連絡先が分かるようにしています。 推進協議会に連絡があった時は、各地域のガイド団体などに連絡して適宜対応しています。</p>
	3	<p>化石等でも、保護するために公表する必要があるのであれば、保護される前にとられてしまう恐れがある。うまく保護ができる仕組みを考えておく必要がある。阿蘇で工事により破壊された露頭があった。工事等の際に連携、連絡が取れるようにしておかなければならぬと思う。</p>	<p>化石等の産出地を文化財指定するなどして保護する場合、申請から指定までの期間についても盗掘されないように、関係市町等と連携して適切な措置を講じることとします。 計画改訂案17ページに保護保全の役割と方策を記載していますが、ここに新たな見どころが見つかった場合の対応について追記するようにします。</p>

	4	保護保全に関する情報は、琴引浜の職員や自然公園指導員など、各エリアで活動する人から得られると良いと思う。自然公園指導員の情報を随時受け入れるシステムがあると良いのでは。	今後、より一層地元関係者と情報共有を行えるよう体制の整備に取り組みたいと思います。また、自然公園指導員から提供いただいている情報については環境省と連携を図り、ジオパークの計画等に活用できるよう、情報共有を進めます。
	5	神鍋では、山野草を愛でる会のような団体がボランティアで清掃活動をしてくれている。また、普段は環境保全をしていない団体でも独自に情報を入手して、自発的に活動してくれる傾向にある。これらの団体にも広く情報提供して共有が図れれば良い。	新たな保護保全団体を育成支援することも行政の重要な役割と考えます。このため、地元住民のガイド団体などから情報収集し、ジオパーク活動への理解と協力につなげるようにしていきます。
3. 案内看板に関するもの	1	各ジオサイトの関係者達が、例えば古くなった案内看板を整備したいと言った時に、どう変えたらいいのかという知識やデザインの共有等の協力をしてもらえる制度があればありがたい。	山陰海岸ジオパークでは、標準的な案内看板のデザインを定めており、各サイトで統一感を持たせるようにしています。 また古い看板等を整備したい、新しい看板を立てたいという場合の協力制度はございませんが、推進協議会にご相談いただきましたら、担当者と専門員が内容についてご相談を受けさせていただきます。
	2	看板に統一感が無いという話について、ある程度統一したデザインがあつてもいいかと思う。今、そういうものがあるのか。個々でジオサイトの看板を作る時に、統一デザインで作ると良い。	ただ、看板の乱立、内容の間違い、ロゴマークの未申請による使用等を防ぐため、ジオパークに関わる看板を設置される場合は、必ず推進協議会か各市町担当者にご相談をお願いいたします。
	3	案内看板に関しては、この前のAPGNの基調講演で、インドネシアの方から「やみくもに看板を立てるな」という話があった。景観を崩してしまう。 玄武洞でも、正面に置いてある「落石注意」が、写真を撮ると必ず入ってしまう。位置を考える等意見をしているが進まない。	案内看板は、必要な情報を簡素でかつ明瞭に表示し、設置にあたっては、周辺の景観に配慮しつつも、落石などの危険がある場所は安全面を最優先する必要があります。 玄武洞での落石注意の看板位置については、当協議会からも豊岡市の担当部署へ意見があつたことを伝え、今後、安全面と景観の両方に配慮できる方法が検討できればと考えます。
	4	行けない、見えない見どころは案内看板を出さない方が良い。古い看板は修正したほうが良い。また、看板の位置が分からないと直そうという動きにならない。	整備が行き届かず、案内に適さない見どころについては、地元関係者等とモニタリング調査を行い、その結果をもとに、今後、非公開とするなど、必要な措置を講じることとします。非公開とする場合、誤

	5	見どころはなるべく残すべきだが、そもそもそこが見どころに適切かどうかも検討が必要。全ての見どころで看板やトイレを整備する必要があるのか、という問題もある。それを決める方法も必要で、地元関係者等と連絡協議ができるシステムも必要。	った案内を誘発する恐れがある時は、速やかに案内看板を撤去またはシートで覆う等所要の処置を行います。
	6	見どころに危険箇所や通行止めがあることについては事前表示が必要だと思う。最初から分かっていれば、行かない等、判断できる。安全性、快適性など、利用者のことを考えたランク付けを、内規で定めておいた方が良い。	見どころの危険箇所や通行止めの表示は、現地のみならず、関係市町のホームページや広報などでもお知らせし、地元住民、来訪者を問わず広く周知する必要があります。日頃から関係市町と連携し、速やかに対応できるように、基準の策定についても検討を進めます。
	7	久美浜で足跡化石の研究に関する報告会があったが、現場を埋め戻してしまったため具体的にどこなのかが分からぬという説明であった。かつて中国大陸と陸続きだったことを証明する貴重な場所であるため、推進協議会として場所を把握しておくべきだと思う。また、看板だけでも設置してはどうか。足跡自体が見えなくても写真があればガイドができる。	昨年11月に山陰海岸ジオパーク学術研究奨励事業の成果として、久美浜で発見されたゾウ類足跡化石について、発掘調査説明会を開催しました。化石の保護の観点から、現在は現地を埋め戻していますが、今後、研究者の協力を得て、周辺に案内看板を設置するなど、公開を進めていきたいと考えます。
4. 教育・普及啓発に関するもの	1	計画改訂案18ページの教育的活用は、どういう方向で考えているのか。豊岡市のふるさと学習で小学6年生の授業に回っているが、豊岡市の場合、学校教育の中でジオパークにあてる時間が少ない。2時間とついて、1日は玄武洞、竹野、神鍋等、フィールドにて授業をする。小・中学校の先生がジオパークについて理解していないと、教育普及が進まないのでは。	豊岡市は今年度から、全ての小学校でふるさと学習の時間(6年生で10時間)にジオパークを学習していただいているが、学校現場ではジオパークの専門家やガイドを招いて、まだまだ手探り状態で授業が進められています。 日本のジオパークは、観光行政が主体のジオパークが多く、教育行政との連携が重要となっています。
	2	ガイドの継続のために、学校教育機関の継続的な利用により、定期収入につなげるシステムを構築することを働きかけていただきたい。学校教育への活用に力を入れていく旨を入れていただきたい。	山陰海岸ジオパークにおいても、今後、教育部会とガイド部会、府県市町(教育委員会を含む)、などとの連携を密にして、学校教育でのジオパークの普及に努めていきたいと考えています。

	3	保護保全管理計画は誰向きなのか。対地元に向けて、「思い」や「決意」がわかるような、美しいキャッチフレーズがあったら住民に浸透しやすいかと思う。作っていただきたい。	保護保全管理計画は、活動の主体として「住民（団体）」、それを支える「行政関係団体」、活動の成果によって増加が見込まれる「来訪者」の3者を対象としています。 計画の内容を分かりやすく対象者へ伝えることはとても重要で、キャッチフレーズなどについても今後検討していきます。
5. 支援制度に関するもの	1	私達のところでも、いよいよ高齢化が進んできた。今はぎりぎり保護保全活動が出来ているが、若い人は仕事もあり無給では厳しくなってきている。この先、想いはあっても、物理的に人手がない、予算も組めない状態となり、保護保全活動ができなくなつて見どころが荒廃し消えていくことも一つの未来と考えるのか、それとも今から何か手を打っていく方法があるのか。	山陰海岸ジオパークでは、保護保全活動支援事業で地域の実情に合わせた2つの補助制度を設けています。 団体補助は、地域の保護保全活動団体が活動する際に必要となる草刈り機の刃（消耗品）や燃料代などに対し、上限4万円を補助するものです。 交流活動補助は、過疎化の進行等により単独では見どころを維持できないような地域に対して、他地域の団体等が応援に来て活動を手伝う場合、交通費や活動後の交流会で提供する食事材料代を1/2補助（上限8万円）するものです。
	2	計画改訂案18ページ②に支援制度に関する記載があるが、地域の理解と財力があれば見どころは守つていける。守つていけないところへの支援が必要だと思う。	鳥取県の山間にある限界集落では、見どころに指定された棚田の用水路が毎年豪雪で崩れて埋まり、地域単独では維持が困難になっていますが、地域の呼びかけに応じた大学生や他地域の保護保全活動団体が毎年集まり、半日かけて用水路の整備を行っています。
	3	保護保全活動は結局、草刈りは手弁当で、ごみ処理は市に申請したらごみ処理費（袋代）は出るという状況である。ジオパーク全体で、保護保全で動いた人に何か助成があるのか。	地域では、手伝ってくれた人々を山菜料理でもてなし、交流を深めていますが、この取り組みを他の地域でも展開できればと考えています。
	4	保護保全活動は、基本的には、その地域主体でなんとかして人を集め頑張る、ということでいいか。全体として、良い方向性ができればとは思うが。	
	5	他地域の見どころへの応援については、それぞれが人手不足なので、応援は出せないので？	
6. 附属資料に関するもの	1	モニタリング調査票の調査項目について、アクセス方法（大型バス、マイクロバス等、軽トラ、普通自動車）等、車の大きさによつ	モニタリングの調査項目について、車などの大きさ別のアクセス方法に対応するよう検討します。また、モニタリング調査結果を記録す

もの		て入れるかどうかを記載して欲しい。	る保護保全状況調査表についても対応するよう検討します。
	2	守りたい動植物一覧について、京丹後市内で確認できた植物の追加をお願いする。	ご提供いただきました資料をもとに、今後、学術部会、保護保全部会などで検討を進めます。
7. その他	1	<p>神鍋火山でスコリア層という地層の断面が見える場所があるが、松の木が成長して見えにくくなっている。地域では、「このままにしておくのが保護」という人と、「よく見えるように整備するのが保護」という人がいるが、どちらが正しいか。</p> <p>よく見えるように整備する場合、草刈りだけでは対処できず、特殊な機械や技術も必要だが、地域の判断で作業を行ってもよいか。</p>	<p>神鍋火山でスコリア層は山陰海岸ジオパークの重要な見どころのひとつで、眺望を阻害する松の伐採や周辺の草刈りは、見どころを保全する上でとても重要な活動です。</p> <p>見どころの保全活動には、自然公園法などの法的な手続きが必要な場合がありますので、疑問がある場合は、最寄りの市町か推進協議会事務局へお尋ねください。</p>
	2	かすみ丸が営業を終了され、鎧の袖はじめ多くの香住海岸の見どころが容易に見られない状態となっている。このような状態が今後も続く場合は、見どころとして残してよいものか懸念している。	鎧の袖をはじめとする香住海岸の見どころが、かすみ丸さんの営業終了で容易に見られない状態にあることは、非常に残念なことです。しかし、これらの見どころは、いずれも山陰海岸ジオパークの貴重な見どころに変わりはなく、現在も個別に学術調査などが行われていることから、今後も見どころとして残していくべきと考えます。
	3	計画の中で「種の保存法」が該当無と書かれているが、兵庫県高丸山のウスイロヒヨウモンモドキが該当すると思う。高丸山ウスイロヒヨウモンモドキ保全再生協議会により保全活動が行われていると思うがいかがか。	<p>ここでの記載は「種の保存法」に基づき指定される「生息地保護区」のことを示しております。</p> <p>香美町をはじめ、周辺の関係団体でウスイロヒヨウモンモドキの保全再生に関する取り組みが行われておりますが、保護区とはなっておりませんので今回はこの計画には明記しておりません。ただ、山陰海岸ジオパーク内にはアベサンショウウオの生息地保護区が指定されていることから、「山陰海岸ジオパークには該当区域はありません」という記述を削除し、文章の修正をいたします。</p>